

人事行政の運営等の状況について

串本町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年串本町条例第18号）の規定に基づき、串本町人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

1. 職員の任命及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況（平成30年4月2日～平成31年4月1日）

区 分	競争試験	選 考	そ の 他	合 計
一般事務職	6人			6人
土木技術職				
消 防 職	1人			1人
教育公務員				
保 育 士	2人			2人
保 健 師				
医 師			10人	10人
医療技術職		1人	1人	2人
看護師等		5人		5人
合 計	9人	6人	11人	26人

(注)その他は医師の派遣、割愛によるものです。

(2) 職員の退職等の状況（平成30年度退職分）

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職	死亡退職	合 計
退職者数	9人		24人		33人

(3) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門	区分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成30年	平成31年		
一 般 行 政	議 会	2	2		退職・異動不補充 ねんりんピック対応、和歌山県住宅新築資金等 回収管理組合派遣、こども園保育教諭増員 地籍調査業務の業務増 観光振興欠員不補充 すさみ串本道路高速事務所減員、地籍調査への 異動
	総 務	38	36	▲ 2	
	税 務	12	12		
	民 生	47	51	4	
	衛 生	16	16		
	農 林 水 産	12	15	3	
政	商 工	5	4	▲ 1	
	土 木	19	14	▲ 5	
	小 計	151	150	▲ 1	
特 別 行 政	教 育	21	19	▲ 2	異動、退職不補充 定年退職前倒し採用等による
	消 防	60	62	2	
	小 計	232	231	▲ 1	
公 営 企 業 等	病 院	109	107	▲ 2	退職不補充
	水 道	11	11		
	下 水 道	1	1		
	そ の 他	11	11		
	小 計	132	130	▲ 2	
合 計		364	361	▲ 3	

(注)職員数は教育長を除く一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員数を除いています。

(4) 定員適正化計画の目標及び進捗状況

① 定員適正化計画の数値目標

[平成22年度～平成26年度計画]

平成22年4月1日 職員数	平成27年4月1日 職員数	純減数	純減率
388人	374人	14人	3.6%

② 定員適正化計画の進捗状況

(各年4月1日現在)

区分		年度	平成22年 (計画始期)	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
目標	職員数		388人	376人	374人				
	削減数			▲12人	▲2人				
	削減累計			▲12人	▲14人				
	進捗率			▲85.7%	▲100.0%				
実績	職員数		388人	356人	363人	361人	364人	364人	361人
	削減数			▲32人	7人	▲2人	3人		▲3人
	削減累計			▲32人	▲25人	▲27人	▲24人	▲24人	▲27人
	進捗率			▲228.6%	▲178.6%				

(注)職員数は一般職に属する職員(教育長を含む。)です。

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳 人口(30年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
30年度	16,064人	10,413,877千円	208,317千円	1,851,650千円	17.8%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費			計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当		
30年度	232人	818,701千円	120,132千円	325,448千円	1,264,281千円	5,449千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数は平成30年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	40.6歳	298,688円	342,981円
技能労務員	53.9歳	275,917円	288,923円
教育職	40.2歳	297,600円	321,606円
消防職	36.7歳	264,477円	325,899円

(注) 1 「平均給料月額」とは平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当（期末・勤勉手当及び退職手当を除きます。）の額を合計したものです。

(4) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		初 任 給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	180,700円	192,400円
	高校卒	148,600円	157,000円
技能労務職	高校卒	148,600円	157,000円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	242,900円	319,000円	359,950円	388,900円
	高校卒	220,100円	292,033円	327,233円	364,900円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	課長、教育次長、局長	10人	8.9%
5 級	副課長	14人	12.5%
4 級	班長	12人	10.7%
3 級	主任	41人	36.6%
2 級	主査	14人	12.5%
1 級	主事、技師	21人	18.8%

(注) 1 串本町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 職員手当の状況（全職種）

① 期末手当・勤勉手当

串 本 町		国	
(30年度支給割合)		(30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.85 月分	2.60 月分	1.85 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～10%	・役職加算	5～20%
・管理職加算	なし	・管理職加算	10～25%

② 退職手当(平成31年4月1日現在)

串 本 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2~45%	

③ 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊作業手当	・感染症防疫作業等に従事した職員 ・行路病死、変死人等の収容護送等に従事した職員 ・火葬業務に従事した職員 ・救急救命士等	・感染症患者等の移送等又は付着物等の取扱又は消毒業務 ・行路病死、変死人等の収容護送業務、埋火葬等 ・火葬業務 ・救急救命業務	日額 1,000円 1体 1,000円 1体 2,000円 1回 300円
危険手当 (消防危険手当) (放射線取扱手当) (細菌検査等手当)	・消防職員 ・放射線技師 ・臨床検査技師	・救急及び消火業務 ・放射線取扱業務 ・細菌検査業務	月額 3,500円 月額 3,000円 月額 3,000円
医学研究手当	医師	医学研究業務	病院経営を行う院長 480,000円以内 院長 月額160,000円以内 副院長 月額150,000円以内 診療科医長 月額100,000円以内 医員 月額70,000円以内
隔日勤務手当	消防職員	隔日勤務業務	月額 3,000円
航空隊手当	和歌山県派遣消防職員	防災ヘリコプター搭乗業務	月額 30,000円
夜間看護手当	助産師、看護師、准看護師	・深夜における勤務時間が4時間以上である場合 ・深夜における勤務時間が3時間以上4時間未満である場合 ・深夜における勤務時間が3時間未満である場合	・3,200円/回 ・2,800円/回 ・1,800円/回
地域特別手当	・医師 ・医療職給料表の適用を受ける職員で、顕著な業績等を有する者として採用された職員	地域医療業務	・医師 月額350,000円 ・医師以外 月額150,000円以内
健診等手当	医師	保健事業(健康診断、予防接種)に関する業務	30,000円/回
分娩等手当	産婦人科医師 助産師	分娩業務	産婦人科医師 月額300,000円以内 助産師 月額120,000円以内
手術部勤務手当	看護師、准看護師	手術部における業務	月額 12,000円/回 緊急呼出 3,000円/回
内視鏡手当	看護師、准看護師	内視鏡業務	緊急呼出 3,000円/回
医師救急呼出待機手当	医師	正規の勤務時間外における救急業務呼出に係る待機	勤務日 2,000円/回 休日 5,000円/回
医師文書手当	医師	証明書、診断書等の文書作成業務	1枚 500円
医療技術職員手当	・放射線技師 ・臨床検査技師	・放射線技師の業務 ・臨床検査技師の業務	放射線技師 月額90,000円以内 臨床検査技師 月額90,000円以内

④ 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	38,596 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	205,299 円

⑤ その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同
扶養手当	配偶者6,500円、満22歳までの子10,000円、子以外の扶養親族6,500円、満16歳から22歳までの子5,000円加算	同じ
住居手当	借家 最高27,000円	同じ
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給。 ・交通機関等利用者 運賃相当額(最高55,000円) ・自動車等交通用具使用者 通勤距離に応じた月額(2,000円～31,600円)を支給	同じ
管理職手当	課長相当職 月額25,000円 保育所所長相当職 月額20,000円 副課長相当職 月額15,000円	
単身赴任手当	和歌山県防災ヘリコプターに搭乗し、救急救助、消火活動、防災活動等に從事させるため、和歌山県に派遣されることにより、同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に月額30,000円を支給	同じ
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同じ
夜間勤務手当	午後10時から午前5時までの間の正規の勤務 勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額	同じ
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日または休日に勤務をした場合 勤務1回につき8,000円(6時間を超える場合100分の150) 災害時6,000円を超えない範囲	異なる
宿日直手当	1回につき 4,400円(ただし12月29日～1月3日は1.5を乗じた額(6,600円)を支給)	異なる

(8) 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	町長 664,000円 副町長 560,000円
報酬	議長 270,000円 副議長 215,000円 議員 200,000円
期末手当	町長 (30年度支給割合) 2.60月分 加算 給料月額の35% 副町長 議長 (30年度支給割合) 2.60月分 加算 報酬月額の10% 副議長 議員
退職手当	(算定方式) (支給時期) 町長 $664,000円 \times 在職月数 \times \frac{43.3}{100}$ 任期毎もしくは通算 副町長 $560,000円 \times 在職月数 \times \frac{25.8}{100}$ 任期毎もしくは通算

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間 (一般職の標準的な状況)

1日の正規の勤務時間	開始時間	開始時間	休憩時間
7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時(1時間)

(2) 年次休暇の取得状況 (町長部局の一般行政職)

平均取得日数	付与日数に対する取得(率)
9.5日	24.7%

(3) 休暇の種類等

(平成31年4月1日現在)

種 類	付 与 日 数 等	
年次休暇	1年度につき20日 (20日を限度に翌年度に繰越可能)	
病気休暇	3月を超えない範囲で療養に必要と認める期間	
特別休暇	公民としての権利を行使する場合	必要と認める期間
	裁判員、証人等として国会、裁判所等に出頭する場合	必要と認める期間
	骨髄液の提供者となる場合	必要と認める期間
	ボランティア活動に参加する場合	5日以内
	結婚する場合	連続する5日以内(週休日等を含む。)
	産前の場合	出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から出産の日までの申出期間
	産後の場合	産後8週間まで
	保育時間の場合	1日2回それぞれ30分以内
	妻が出産する場合	2日以内
	育児参加をする場合	5日以内
	子の看護をする場合	5日(子が2人以上の場合は10日)以内
	短期の介護をする場合	5日(要介護者が2人以上の場合は10日)以内
	親族が死亡した場合	配偶者、父母 7日、子5日、祖父母3日等
	父母を追悼する場合	1日以内
	夏季における心身の健康の維持・増進等の場合	連続する5日以内
	災害により滅失等した住居の復旧作業等の場合	連続する7日以内(週休日等を含む。)
	災害・交通機関の事故等により出勤が著しく困難な場合	必要と認められる期間
	災害時において通勤途上における危険を回避するため勤務しないことがやむを得ない場合	必要と認められる期間
	感染症の予防のため交通が遮断又は隔離された場合	必要と認められる期間
	妊婦健診等を受診する場合	妊娠7月まで4週間に1回、同8月から9月まで2週間に1回、同10月から出産まで1週間に1回、産後1年まで1回、それぞれ1日以内
妊娠障害により勤務することが著しく困難な場合	14日以内	
介護休暇	連続する6か月の期間内で必要と認める期間	
生理休暇	必要と認める期間(1回の生理周期につき2日までは有給)	

(4) 育児休業の取得状況 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)

区 分	男	女	計
新たに育児休業を取得した者		4人	4人
前年度から引き続いている者		2人	2人
合 計	0人	6人	6人

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

処分の事由	処分の種類	降任	免職	休職	降級	合計
勤務実績が良くない場合						0人
心身の故障の場合				7人		7人
職に必要な適格性を欠く場合						0人
職制・定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合						0人
刑事事件に関し起訴された場合						0人
条例で定める事由による						0人
合計		0人	0人	7人	0人	7人

(注)心身の故障の場合は、期間中に同一人に対し分限処分が複数回行われた場合も1人とし、その他の処分事由については、延べ人数としている。

(2) 懲戒処分の状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

処分の事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
一般服務関係(欠勤・勤務態度不良等)						0人
公金公物取扱関係(横領、収賄・供応、給与等の不適正受給等)						0人
公務外非行関係						0人
監督責任関係						0人
合計		0人	0人	0人	0人	0人

5. 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除の状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

主 な 事 由	承認件数
研修を受ける場合	4件
厚生に関する計画及びその実施に参加する場合	53件
地震、火災、水害その他重大な災害に際し、任命権者が職員をその本職以外の業務に従事させる場合	0件
職員が勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合又は不利益処分審査を請求し、及びその審理に出頭する場合	0件
職員が当局に対し不満を表明し、又は意見を申し出る場合	0件
職員が法共済制度による団体の役職員として、当該団体の業務に従事し、又は参加する場合	0件
職員の教養を目的とする研修会、講習会、講演会その他これらに類するものであって、任命権者又はその委任を受けた機関若しくは国、他の地方公共団体、学校その他の団体の行うものに参加する場合	0件
職員が国又は他の地方公共団体若しくはその他の団体の役職員として職につき、その業務に従事する場合	0件
職員が町、国、他の地方公共団体又はその他の団体の審議会、委員会等の役職員として職につき、その職務に従事する場合	0件
職員が国又は他の地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受け、講演、講義等を行う場合	0件
町及び他の地方公共団体又はその他の団体の行う研修会、講演会、講習会又は研究会等において講師となる場合	0件
合 計	57件

(2) 営利企業等従事許可の状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

許 可 内 容	許可人数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員の地位を兼ねる場合	0人
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0人
報酬を得ていかなる事業若しくは事務に従事する場合	3人

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

① 研修会の開催

研 修 名	開催日数	受講者数
新規採用職員研修	2日	12人
人権研修	1日	96人

② 和歌山県市町村職員研修協議会研修会参加

研 修 名	開催日数	受講者数
一般研修	新規採用職員研修	3日 5人
	一般職員基礎研修	3日 7人
	一般職員一次研修	2日 6人
	一般職員二次研修	2日 9人
	監督者二次研修	2日 5人
	管理者研修	2日 5人
専門研修	監査事務研修	1日 1人
	タイムマネジメント研修	1日 1人
	接遇マナー研修	1日 2人
	パソコン(ワード)研修	2日 4人
	パソコン(パワーポイント)研修	2日 1人
	県市町村課長講演会	1日 2人
	まちづくりのデータを読み取る研修	1日 2人
	マスコミ対応研修	1日 5人
	情報公開・個人情報保護研修	2日 1人
	法制執務研修(実務)	2日 1人
	合 計	

(2) 職員の人事評価の状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

人財育成、組織の士気高揚、組織の活性化を目指して、職員の能力・適正等を評価する「能力評価」と、業務目標に対する達成状況を総合的に評価する「業績評価」からなる人事評価を実施しています。

人事評価の結果は、勤勉手当の成績率に反映させ、期末・勤勉手当の支給額決定に活用しています。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

種類	受診者数
定期健康診査	197人
人間ドック、脳ドック	60人
生活習慣病予防検診	97人

(2) 公務災害、通勤災害の発生状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

区分	申請	認定	不認定	継続審議
公務災害	1人	1人		
通勤災害	0人	0人		

8. 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

継続件数	措置要求件数
0件	0件

(2) 不利益処分に関する措置の状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

継続件数	措置要求件数
0件	0件

9. 職員の退職管理の状況

職員が離職後に営利企業に再就職した場合、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関して、離職後2年間、現職員に職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないこととされています。